

平成26年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	82,855 人
外 来	152,500 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	227 人
外 来	625 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	6,449,839 千円
第1項 医 業 収 益	5,665,024 千円
第2項 医 業 外 収 益	781,542 千円
第3項 特 別 利 益	3,273 千円

支 出	
第1款 病院事業費用	6,749,264 千円
第1項 医 業 費 用	6,331,597 千円
第2項 医 業 外 費 用	243,290 千円
第3項 特 別 損 失	173,377 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額629,859千円は過年度分損益勘定留保資金629,859千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	62,950 千円
第1項出 資 金	2,500 千円
第2項企 業 債	60,000 千円
第3項投 資	450 千円

支 出	
第1款 資本的支出	692,809 千円
第1項建設改良費	83,472 千円
第2項投 資	1,500 千円
第3項企業債償還金	607,837 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
生 化 学 検 査 装置一式リース料	平成26年度 ～平成33年度	89,827千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	60,000千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 3,293,519 千円
- (2) 交際費 800 千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は150,219千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、614,240千円と定める。

平成26年2月10日 提出

橋本市長 木下 善之